

【アメリカ】性的図画のネット流出を犯罪とする州法改正

海外立法情報課 井樋 三枝子

* カリフォルニア州は、2013年10月1日、刑法典第647条を改正し、他人の性的図画のインターネット上等への無断流布等を新たに犯罪とした(2013年州法第466号、同日施行)。

1 「リベンジポルノ」による被害

アメリカでは、内密にする前提で作成した裸やそれに類する状態の図画を、被写体が誰であるか識別可能な状態で、被写体に無断でインターネット上等に流布させる行為が問題となっている。一時的又は恒常的な交際関係にあった相手に対する嫌がらせを目的として行われることが多く、一般に「リベンジポルノ」と呼ばれている。こうして図画を流布された者が、自殺を図るなどしており、問題は深刻化している。(注1)

2 覗き、盗撮、脅迫、児童ポルノ等との関係

従来のカリフォルニア州刑法では、この「リベンジポルノ」行為自体を犯罪として罰することはできなかった。例えば、寝室、浴室、トイレ、更衣室等のプライバシーが当然に尊重されるような場所にいる者に対する覗きや、同じくプライバシーが当然に尊重されるような場所にいる者に対する、身体や下着を見ることを目的とした被写体が誰であるか識別可能な状態の写真等の盗撮(着衣の有無は問わない)、脅しやわいせつを内容とする迷惑電話及び迷惑メール等は、これまでも刑法典第647条等で罪とされていたが、内密にする前提で作成された裸やそれに類する図画の無断流布は、いずれにも該当しない。

児童(18歳未満)を描写した性的図画の作成、所持、流布等は、合意の有無を問わず児童ポルノ罪(刑法典第311条以下)となるが(注2)、成人を描写した性的図画の作成や所持自体は、罪とならない。ただし、性的図画は、刑法上のわいせつ物に該当することもあり得る。この場合、そのようなわいせつ物を未成年者に流布し、所有させ、他に流布させるよう仕向けることや、これらの行為に未成年者を協力させることは、罪となる(刑法典第311.4条(b))。

3 条文の内容

今回の改正は、刑法典第647条に(1)項を、同(j)項に(4)を新設するものである。

・内密にするとの当事者間での合意又は理解に基づき、被写体が誰であるか識別可能な状態で身体の私的な部分を撮影し又は記録した者が、被写体に深刻な精神的苦痛を引き起こす目的で、その図画を流布し、かつ、被写体が深刻な精神的苦痛を受けた場合は、軽罪(通常は、千ドル以下の罰金若しくは6か月以下の拘禁刑又はこれらの併科(刑法典第19条及び第19.2条))として処罰される(第647条(j)項(4)(A))。

- ・身体の私的な部分とは、生殖器（その一部の撮影又は記録を含む）を指し、女性の場合は乳輪の頂点から下の部分の胸も指す。これらが露わになっている場合と、僅かでも透けていて視覚できる場合の両方が処罰対象となる（同条同項(4)(B)）。
- ・このようなりベンジポルノ罪の新設にかかわらず、これに当たる行為が、刑法典の他の条文で定める重い罪に触れるときは、その処罰を妨げない（同条同項(4)(C)）。
- ・再犯以上のりベンジポルノ罪は、2千ドル以下の罰金若しくは郡刑務所での1年以下の拘禁刑に処し又はこれらを併科する。（同条(1)項(1)）。犯行時、被害者が未成年者（18歳未満）の場合には、初犯でも再犯以上の場合と同じ刑に処す（同条同項(2)）。

4 合衆国憲法上又は州憲法上の表現の自由に関する問題

この改正には、特定の表現形式を犯罪化するという側面があるため、合衆国憲法上又は州憲法上保障されている表現の自由を侵害するおそれも危惧された。アメリカ自由人権協会（ACLU）は、連邦最高裁判決を根拠に、たとえ攻撃的で精神的苦痛を与える言論であっても憲法で保障されており、実際の脅威又は侵害がなければ、違法とすべきではないと主張し、法改正を批判した。また、提出時の法案では、『『相当な』精神的苦痛を与える目的』での凶画の流布を処罰するとしていたが、刑法典第422条の脅迫罪の要件が「生命身体への危害の確実な脅威」であることに配慮し、表現の自由との兼合いで要件の厳格化が求められ、最終的には『『深刻な』精神的苦痛を与える目的』と修正された。フロリダ州でも、今年りベンジポルノを処罰する法案が出されたが、「表現の内容により表現の自由に縛りをかけることは、州憲法又は合衆国憲法に違反する可能性がある」として、最終的に法案は不成立となった（注3）。

なお、隣国カナダでも、性的凶画の流布を処罰する連邦刑法改正の動きがある（注4）。

注（インターネット情報は2013年10月24日現在である。）

(1) Bill Analysis(SB 255(2013-14)), Senate Committee on Public Safety, p.7. <http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/sen/sb_0251-0300/sb_255_cfa_20130603_092901_sen_comm.html>

(2) 性的凶画のインターネット等への流布は、交際相手に対する報復というだけでなく、わいせつ行為を伴った児童・生徒によるサイバーいじめとして行われることもある。このようなサイバーいじめによる自殺は、近年、北米で何件も発生しており、問題となっている。カリフォルニア州でも2012年に15歳の少女がわいせつな写真を撮られ、流布されるといういじめを受け自殺したが、被写体が未成年であることから、いじめ加害者は、児童ポルノの作成・流布の罪にも問われた。しかし、児童ポルノ罪の立法目的は、立場の強い成人や組織による搾取からの未成年者の保護であり、学校等における未成年者の行為への同罪の適用が適切か否かは、加害者が以後、性犯罪者として長く監視対象となる可能性もあることから議論もある。 *ibid.*; Stacy Teicher Khadaroo, “Child porn arrests made in Rehtaeh Parsons cyber-bullying case.” *Christian Science Monitor*, Aug. 9, 2013. <<http://www.csmonitor.com/USA/Justice/2013/0809/Child-porn-arrests-made-in-Rehtaeh-Parsons-cyberbullying-case>>

(3) *op.cit.*(1), pp.8-12.

(4) 井樋三枝子 「【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」『外国の立法』257-1号, 2013.10, p.5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8320915_po_02570102.pdf?contentNo=>